

消費者被害未然防止啓発動画放送委託業務仕様書

1 業務名

消費者被害未然防止啓発動画放送委託業務

2 委託業務の目的

消費者被害に遭わない自立した消費者の育成を目的とし、県民に消費者被害の未然防止を啓発する動画のCM放送を委託するもの。

3 委託業務の内容

(1) 高知県が提出する「高齢者の消費者被害未然防止啓発動画」1種、「若者の消費者被害未然防止啓発動画」2種の計3種（15秒の動画2本、30秒の動画1本。テレビCM用に編集済み。）を民放3局（高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ）でテレビCMとして放映すること。

(2) 期間は契約日から令和9年2月19日（金）の間とし、計3種のCMを合計72本放映すること。
各局ごとの放送するタイムランク、放送時間帯及び本数は、下記のとおりとする。

（表1）タイムランク別放送本数

局名	高知放送					テレビ高知					高知さんさんテレビ					合計				
ランク	A	SB	B	C	計	A	SB	B	C	計	A	SB	B	C	計	A	SB	B	C	計
本数	5	6	13		24	5	6	13		24	5	6	13		24	15	18	39		72

※各局ごとに設定するタイムランクの時間区分のうち、上記放送時間帯に放映すること。

また、各放送局のタイムランクごとに動画の偏りがないよう、最低1種類ずつは放映すること。

B・Cランクで指定する本数のうち、Bランクは各局3本以上放映すること。

また、各局のCM時間取の空き状況により、同等以上のランクとすることは差しつかえない。

4 契約期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

5 業務完了報告書の提出

事業終了後、テレビCMを放映したことがわかる書類（放送確認書等）を含む業務完了報告書を県に提出すること。その際、仕様書のとおり放映したことが確認できる書類も併せて提出すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ別に定める。